

「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いについて

FWD富士生命保険株式会社

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、経済的なご負担、また、そのおそれのあるお客さまを支援するために、以下のとおり、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長

保険料のお払込が困難になられた場合、2020年3月1日から2020年5月31日までにお申し出いただいたご契約について、保険料払込猶予期限を最長で2020年8月31日まで延長いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

3. 更新手続きに関する特別取扱い

更新日が2020年3月16日以降に到来するご契約において、更新手続きができない場合、または、更新手続きができなかった場合には、お申し出により、手続き期限を2020年8月31日まで延長し、更新日に遡った手続きを行います。

4. 契約者貸付（新規貸付）の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いを致します。（※1）

対象契約	契約者貸付可能な全てのご契約（※2）
貸付利息金利	年利0.0%
適用限度額	貸付可能限度額全額
受付期間	2020年3月1日～2020年8月31日
特別金利適用期間	2020年3月1日～2020年8月31日

※1）利息の免除に伴う差額の精算は、当社所定の方法により実施します。

※2）中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づくセーフティネット保証制度指定案件（新型コロナウイルス感染症）の適用地域（全都道府県）を対象地域とします。

5. 給付金・保険金のお取扱い

新型コロナウイルス感染症を原因とする疾病はその他の疾病と同様、疾病入院給付金、疾病入院一時金および死亡保険金のお支払い対象となります。

<追加のご案内>

疾病入院給付金、疾病入院一時金（疾病入院給付金等、以下同じ。）は、疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いをします。医師の指示で医療機関に入院された場合は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下同じ。）の検査により「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、お支払い致します。

また、医療機関の事情により、次のような場合も疾病入院給付金等の対象としてお取扱い致します。

（次ページに続く）

- 新型コロナウイルス感染症以外の原因を含めすべての入院治療において、入院による治療が必要であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、「直ちに入院できず自宅での治療となった」、あるいは「当初の退院予定日より早期に退院をせざるを得なくなった」等の場合には、医師の証明書等をご提出いただくことで、自宅等での治療の期間や当初の退院予定日までの期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。
- 医師の指示により臨時施設等（医療機関と同等に見なせる施設）で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。

* ご契約内容によっては、入院給付金等のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター
0120-211-901（通話料無料）
※受付時間 平日9：00～18：00
（土・日・祝日・年末年始を除く）